

修学旅行誘致促進事業助成金事業の流れ

手続き		時 期
申請者（旅行業者）	提出先（柳川市観光協会）	
①【申請書の提出 一部】 ・助成金交付申請書(様式第1号) ・修学旅行 行程表 (計画)	➡ ②【受理】	修学旅行実施の <u>30</u> 日前 【要綱第4条、第5条】
④【受理】	← ③【確認・審査】 助成金交付決定通知書 (様式第2号) の送付	1週間以内 【要綱第6条】
⑤【事業変更】(変更内容及び理由) ・事業変更承認申請書(様式第3号) 【事業中止】(中止理由) ・事業中止承認申請書(様式第4号)	➡ ⑥【受理】	【要綱第7条第1項、第2項】 ※修学旅行の事業内容が変更・中止となった場合
⑧【受理】	← ⑦【確認・承認】 ・事業(変更・中止)承認通知書(様式第5号)	【要綱第7条第3項】
⑨【修学旅行の実施】		
⑩【実績報告書の提出】 ・実績報告書(様式第6号) ・修学旅行 行程表(実績) ・市内施設利用証明書(様式第7号) ・請求書(様式第8号) ・その他、協会長が必要と認める書類	➡ ⑪【受理】	修学旅行実施後 <u>30</u> 日以内 【要綱第8条】
⑬【受理】	← ⑫【確認・審査】 ・助成金交付額決定通知書 (様式第9号) の送付	【要綱第9条第1項】
⑮【受領】	← ⑭【助成金の交付】	申請書の確認審査を行うため振り込みに時間を要します。【要綱第9条第2項】

□修学旅行誘致促進事業助成金交付条件

- (1) 九州7県(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島)の小学校・中学校・高等学校が実施する修学旅行。
- (2) 柳川市を訪問する修学旅行で、柳川市内で宿泊又は2以上の施設利用を行うこと。

■申請・実績書類の送付先

〒832-0065 柳川市沖端町35
 一般社団法人 柳川市観光協会
 電話番号 0944-73-2145、FAX 0944-72-9013